

地方自治法について

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（第92条）

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第1条）

<主な規定事項>

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- ・ 住民及び住民の権利・義務
- ・ 条例及び規則
- ・ 議会
- ・ 執行機関の構成と事務・権能等
- ・ 財務
- ・ 国等の関与等のあり方及び係争処理等

<地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

- ・ 公職選挙法
 - ・ 地方公務員法
 - ・ 地方財政法
 - ・ 地方税法
 - ・ 地方交付税法
 - ・ 住民基本台帳法
- 等

<特定の行政分野に関する法律>

- ・ 地方公営企業法
 - ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 - ・ 警察法
 - ・ 消防組織法
 - ・ 農業委員会等に関する法律
- 等

地方自治法の概要

地方自治法の位置付け

憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定されている。

ここでいう法律のうち最も基本的なものが、地方自治法である。

「地方自治の本旨」：一般的に、地方公共団体の『団体自治』及び『住民自治』の二つの意味における地方自治を確立すること、とされている。

地方公共団体の種類について

(法 § 1 の 3、 § 8、 § 2 5 2 の 1 9、 § 2 5 2 の 2 3、 § 2 5 2 の 2 6 の 3)

普通地方公共団体

※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。

都道府県

市町村

指定都市

要件：人口50万以上ほか

中核市

要件：人口30万以上

特例市

要件：人口20万以上

その他の市

要件：人口5万以上ほか

町村

特別地方公共団体

特別区

※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度

地方公共団体の組合

財産区

※ 特定の目的のために設置されるもの

地方開発事業団

地方公共団体の事務

(1) 自治事務

「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。（法 § 2 ⑧）

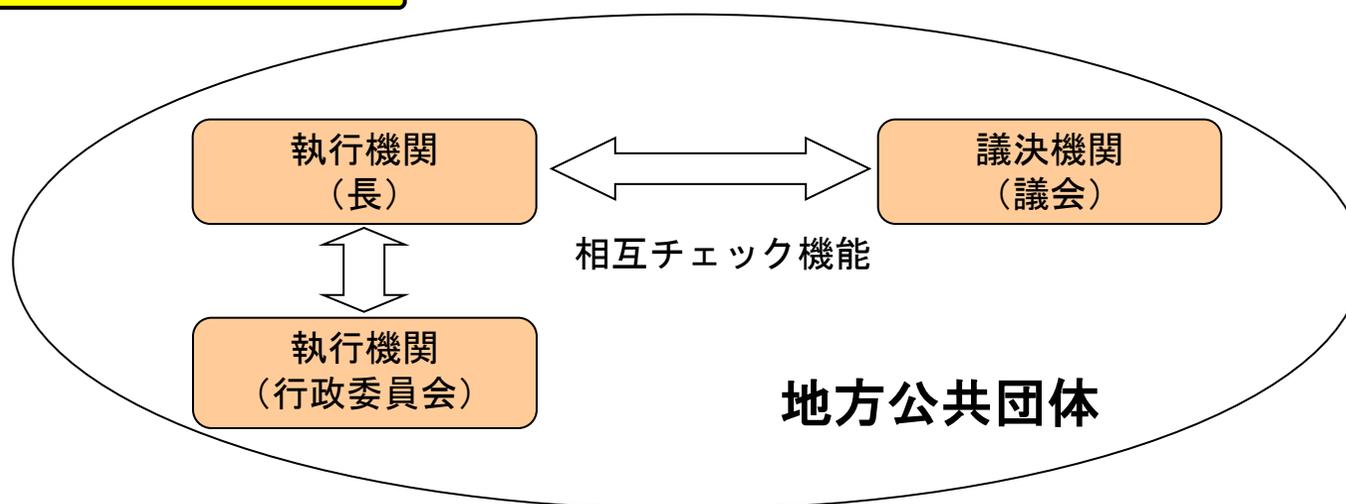
『自治事務』の例：長や議員の選挙、地方税の賦課徴収、学校、公園、病院、上下水道の設置・運営など

(2) 法定受託事務

「法定受託事務」とは、法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務のうち、国（都道府県）が本来果たすべき役割に係るものであって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。（法 § 2 ⑨）

『法定受託事務』の例：国政選挙、旅券の交付、戸籍事務、生活保護、国の指定統計の事務（以上、国：第一号法定受託事務）、都道府県知事選挙（都道府県：第二号法定受託事務）など

普通地方公共団体の構造



自治立法権

(1) 条例

地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。
(法 § 14 ①)

条例とは、地方公共団体が自主的に制定する住民の権利義務等に関する法規であり、国の法令に違反しない範囲で定められ、議会の議決が必要となる。

(2) 規則

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(法 § 15 ①)

規則とは、地方公共団体が制定する自治立法のうち、地方公共団体の長が制定するものであり、議会の議決を要しない。

住民自治に関する諸制度

(1) 選挙制度

・選挙権

①日本国民であること、②年齢満20年以上であること、③3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有すること、の三要件を満たす者が選挙権を有する。(法§18)

・被選挙権

①普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。(法§19①)

②日本国民で年齢満30年以上の者は、都道府県知事の被選挙権を有する。(法§19②)

③日本国民で年齢満25年以上の者は、市町村長の被選挙権を有する。(法§19③)

この他、選挙制度の詳細な部分については、公職選挙法において規定されている。

☆首長は選挙権(住民要件)を求められていない。

(2) 直接請求制度

地方自治法においては、住民自治の徹底を期するため、直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めている。(下表参照)

種類(主なもの)	自治法の根拠条文	必要署名数 (有権者に占める割合)	請求先
条例の制定・改廃の請求	§74	1/50	長
事務監査の請求	§75	1/50	監査委員
議会の解散請求	§76	1/3	選挙管理委員会
議員の解職請求	§80	1/3	選挙管理委員会
長の解職請求	§81	1/3	選挙管理委員会
主要公務員の解職請求	§86	1/3	長

(3) 住民監査請求・住民訴訟制度(法§242、§242の2)

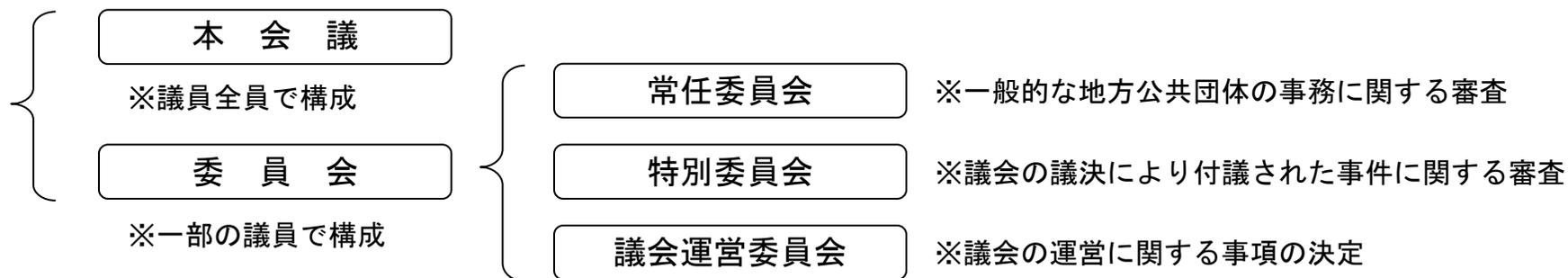
住民監査請求制度とは、一般的な事務監査請求とは異なり、地方公共団体の長等が行った違法又は不当な公金の支出等に限定した監査請求制度である。

住民訴訟制度は、住民監査請求をした者のみが、請求の結果に不服等がある場合、裁判所に対して訴訟を提起することができる制度である。

議会とは、地方公共団体の議事機関であり、住民から直接選挙された議員で構成される。

(1) 組織及び種類

- ・ 議員定数は、法定上限数内において条例で定める。(法 § 90、§ 91)
- ・ 議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。(法 § 103)
- ・ 本会議と委員会については、下図のとおりである。(法 § 109、§ 109の2、§ 110)



定例会と臨時会は、以下のとおりである。(法 § 102)

- 定例会：付議案件を問わず、毎年条例で定める回数が招集される。あらゆる案件を取り上げることができる。
- 臨時会：必要に応じ、あらかじめ告示された特定の付議事件を処理するために招集される。

(2) 議会の権能 (法 § 96 など)

主な議決事項：条例の制定・改廃、予算・決算、主要公務員の任命、市町村の廃置分合・境界変更
についての知事の決定

その他の権限として、意見書の提出、調査、監査請求、請願の受理等がある。

執行機関

「執行機関」とは長、行政委員会のように、行政事務を執行していく機関である。

(1) 長

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法§147)

都道府県には知事が、市町村には市町村長が置かれる。(法§139)

長の任期は4年である。(法§140)

(2) 長の補助機関

副知事(都道府県)及び副市町村長(市町村)を置くこととされ、その定数は条例で定める。ただし、条例で置かないこととすることができる。(法§161)

財務会計事務の執行における命令機関と執行機関を分離するため、会計管理者が置かれ、財務会計事務における執行機関として会計事務をつかさどることとされている(法§170)。

会計管理者は、1人置くこととされており、会計管理者は、長の補助機関である職員のうちから長が命ずる。(法§168)

(3) 行政委員会(法§180の5)

政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続きを必要とする特定の分野に限って設置されるもの。行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は、法律で定められている。

例：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会(都道府県のみ)など

(4) 附属機関(法§202の3)

執行機関からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関。法律によって設置が決められている

ものと条例で任意に設置するものがある。

例：都道府県防災会議、都市計画審議会など